



2025年2月海外石油天然ガス動向ブリーフィング

PetronasとPetrosの騒動の行方 ～マレーシア・サラワク州における天然ガス取引を巡って～

2025.2.20

独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構

エネルギー事業本部

調査部調査課 都築 真理子

本資料はエネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」）が信頼できると判断した各種資料に基づいて作成されていますが、機構は本資料に含まれるデータおよび情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。

また、本資料は読者への一般的な情報提供を目的としたものであり、何らかの投資等に関する特定のアドバイスの提供を目的としたものではありません。したがって、機構は本資料に依拠して行われた投資等の結果については一切責任を負いません。なお、機構が作成した図表類等を引用・転載する場合は、機構資料である旨を明示してくださいようお願い申し上げます。機構以外が作成した図表類等を引用・転載する場合は個別にお問い合わせください。

© 2022 Japan Organization for Metals and Energy Security

本日の報告内容

1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

本日の報告内容



1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

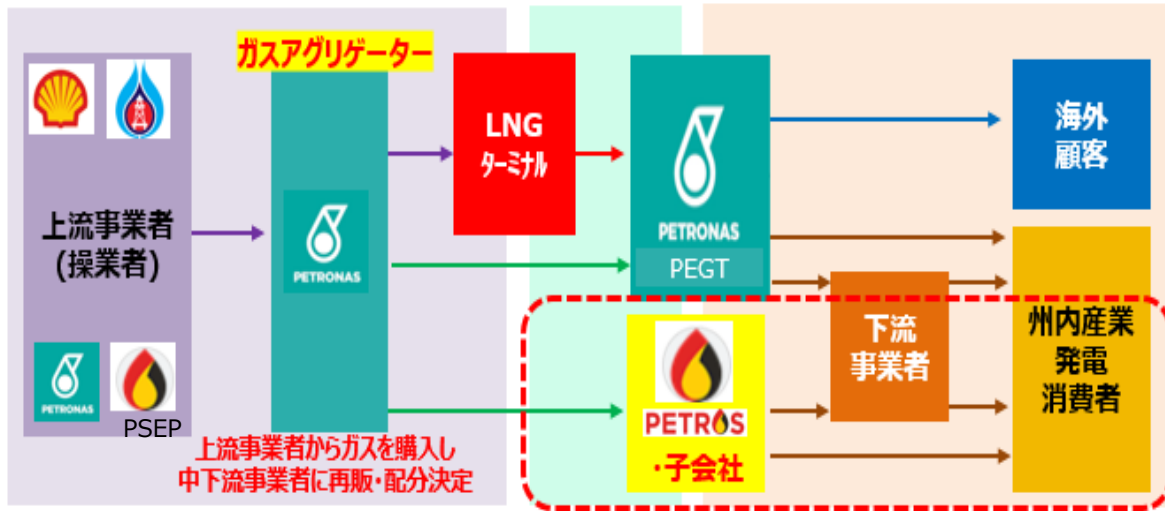
5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

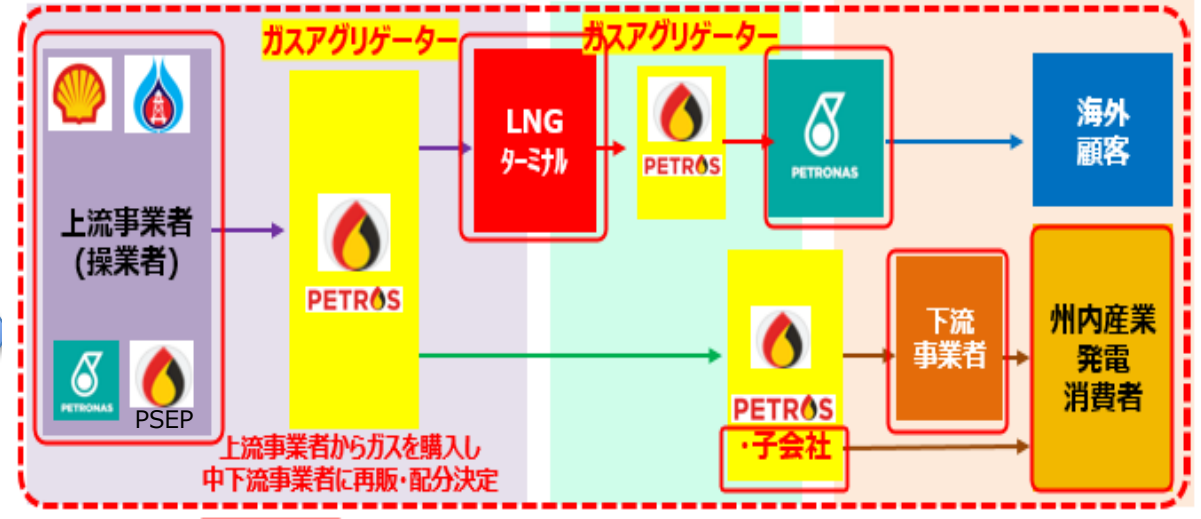
PetronasとPetrosの騒動とは何か

● サラワク州内で生産された天然ガス取引に関する「ガスアグリゲーター権限*」をめぐる交渉の難航・長期化
 ⇒ Petronasに代わりサラワク州のガスサプライチェーンにおけるPetrosの権限・関与を拡大させ、国内最大のガス埋蔵量を有する同州の天然ガスの配分権を含む全面的な事業管理権限を認めさせようとする州政府の要求と連邦政府の攻防

▼これまでのPetrosの権限範囲



▼サラワク州が要求するPetrosの権限範囲



□ Petrosとの取引においてはライセンスと契約が必要

出所: The Edge (引用元: Petronas MBR 2024) 他、各種情報を基にJOGMEC作成

サラワク州法に依拠した 一方的な要求

- ① 州で生産された天然ガスの配分権をPetrosが手に入れること
 - ② 州で天然ガス事業に関わる全ての事業者はPetrosからライセンスを取得すること
 - ③ 州で天然ガス生産に係る全ての上・下流事業者 (Petronas含む) はPetrosと契約すること
- ⇒ サラワク州の天然ガス取引において「Petronasと同等の立場」をPetrosに与えること

* 州で産出されたガスの調達、再ガス化、処理、分離、加工、輸送、輸出を含む供給の配分、価格設定、販売のほか、パイプラインやガス受入ターミナル等のインフラの維持、開発等、ガスサプライチェーンに関わる一切の活動を担当

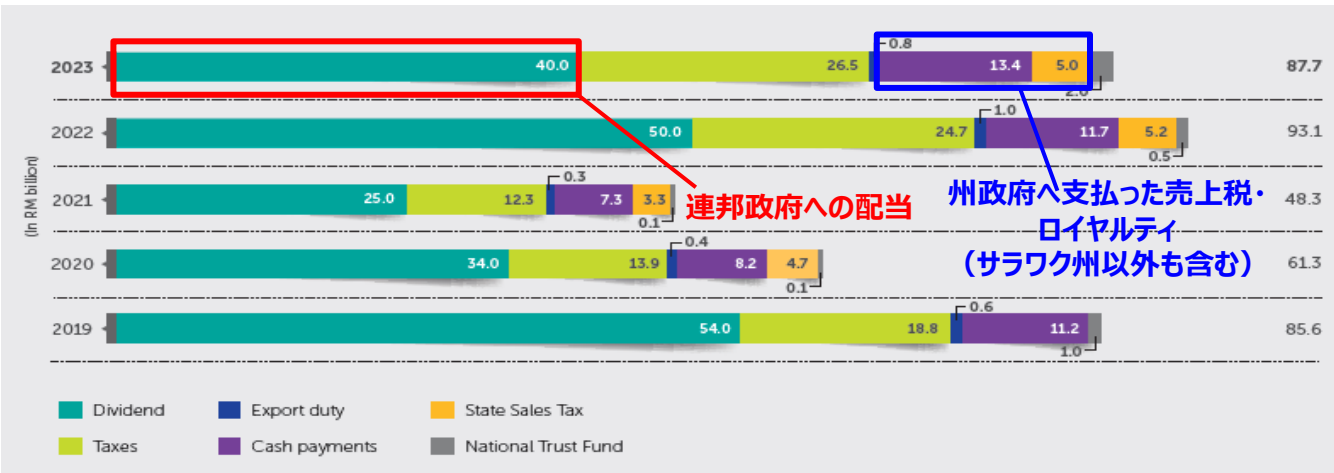
Petronas・Petrosの概要

	Petronas（国営石油・ガス会社）	Petros（サラワク州営石油・ガス会社）
正式名称	Petroliam Nasional Bhd	Petroleum Sarawak Bhd
株主	マレーシア連邦政府（100%）	サラワク州政府（100%）
設立年月	1974年8月（創立50年）	2017年7月（創立7年）
設立資本金	1,100万リンギット（約3億8,533万円）	非公表
設立目的	マレーシアの石油ガス資源を全面的に委嘱し、所有者であるのみならず、開発を管理する唯一の機関とすることを目的として、1974年石油開発法により設立。上・下流に関連するあらゆる事業またはサービスを開始および継続するためのライセンスを事業者に付与する権限も含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・州内の石油・ガス資源を適切に管理監督することを目的に設立。 ・100%子会社のPetroleum Sarawak Exploration and Production Sdn Bhd（PSEP）を通じて州内上流の戦略的生産資産と探査用地の株式取得も積極的に進めている。
役割	50年の長きにわたりマレーシア石油ガス資源の管理監督者として同国の社会経済発展に貢献。サラワク州の「ガスアグリゲーター」でもあった。PETRONASの事業領域は原油や天然ガスなどの資源探査及び開発・生産、石油化学製品の開発と販売、液化天然ガスの製造供給、ガスパイプラインの運営、資産運用、輸出入業務、海運事業など多岐にわたり、FORTUNE Global 500にも選出され、現在では世界90カ国以上で事業を展開	<ul style="list-style-type: none"> ①石油・ガス収入のより大きな割合がサラワク州に留まり、サラワク州民の利益となるようにすること ②サラワクガスロードマップを実現するために、州全体で確実かつ手頃な天然ガスへのアクセスを提供すること ③エネルギー産業、地元の人材、経済の持続可能性を発展させ、サラワク州と国のために低炭素経済を創出すること
資産総額	7,773億リンギット（約27兆2,291億円）	非公表
売上高	3,436億リンギット（約12兆482億円）	非公表
税引き後純利益	807億リンギット（約2兆8,273億円）	非公表
従業員数(2023)	54,105人	240人（出向者等含む）

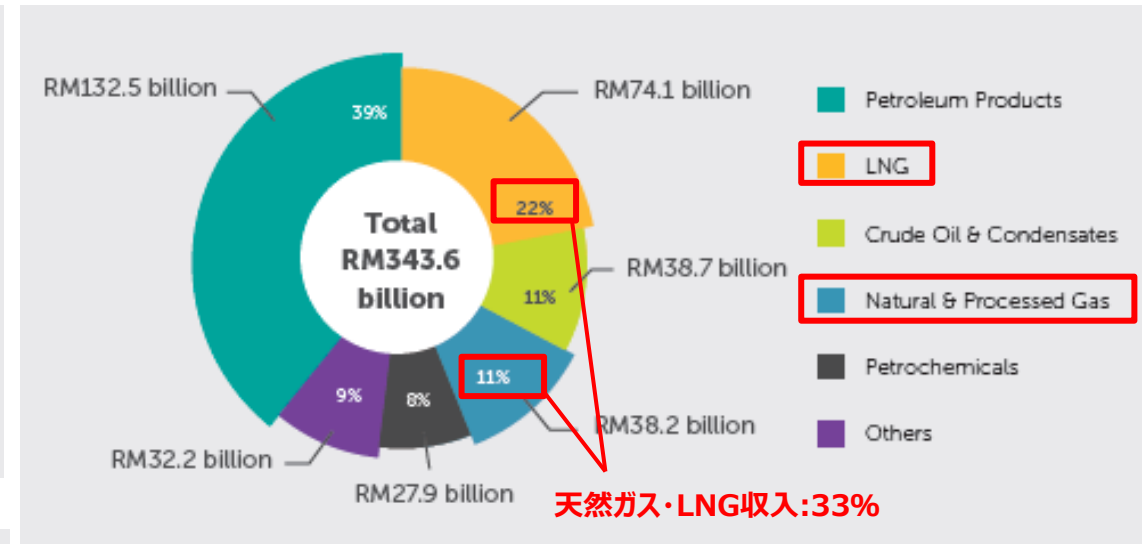
マレーシアの国家・州の財政に対するPetronasの貢献

- 1974年以来、Petronasが**国庫に納付した総額は1兆4,600億リンギット**（約51兆1,438億円）
- **2023年に支払った連邦政府および州政府への配当、税金、輸出税、州売上税、ロイヤルティの額は**、国家信託基金への拠出を含め**877億リンギット**（約3兆721億円）、うち**連邦政府への配当は400億リンギット**（約1兆4012億円）、**州政府に支払った売上税・ロイヤルティは184億リンギット**（約6,446億円）
- 2023年の総売上高3,436億リンギットのうち、**天然ガス・LNG収入が占める割合は33%、輸出収入が占める割合は40%**

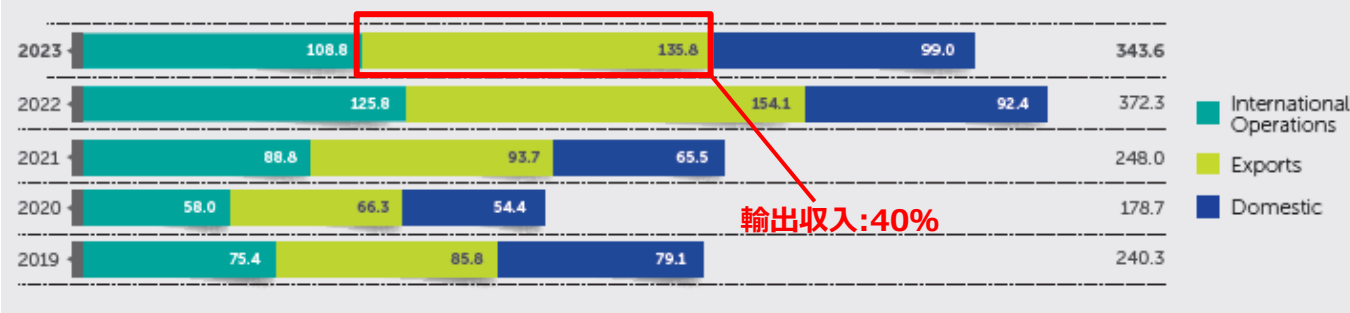
連邦政府・州政府に対するPetronasの拠出額（十億MYR）



Petronas総売上高の製品別内訳（%）



Petronas総売上高の取引形態別内訳（十億MYR）



騒動が注目され、交渉が長期化した最大の要因は何か

●サラワク州にある世界最大級のLNGターミナル（MLNG）からの輸出に深刻な影響を及ぼす懸念

- ①サラワク州：天然ガスの州内産業・消費向け割り当て増加を目指す→**LNG輸出向けの割り当て量が減少するリスク**
- ②LNGの生産・供給への影響→**日本、中国、韓国の顧客に不利益や混乱を与えるリスク**
- ③Petronasのガス収益への影響→**マレーシアの石油・ガス産業と連邦財政へ連鎖的影響を与えるリスク**



●その他の懸念・リスク

- ④上流・下流事業者とのガス販売契約面での混乱→**Shell*が二重支払いのリスクを訴え提訴**
- ⑤連邦憲法・連邦法と州法のコンフリクトが招く混乱→**優位性に対する明確な司法判断がない**
- ⑥そもそもPetrosに「Petronasと同等の立場」が担えるのか→**Petrosの信頼性は未だ不透明**
- ⑦ロイヤルティ引き上げ等PSC改定要求の可能性→**過去にも引き上げ要求あり。再燃懸念は？**

一部リスクは課題として既に顕在化

*Shell MDS (Malaysia) Sdn Bhd (SMDS)

Petrosに「Petronasと同等の立場」を担わせることは可能なのか？

- PetrosにはPetronasと同等の企業規模・資金力・経験・技術力・専門知識（人材）等は備わっていない
- Petronasのような国際的な名声・評判・実績がなく、IOCや大手NOCとの繋がりも薄いと思われる

**資金力、数十年に及ぶ経験から培われた専門知識と技術力を持つグローバルプレーヤーである
Petronasと同等の価値を創出する力はPetrosにはない**

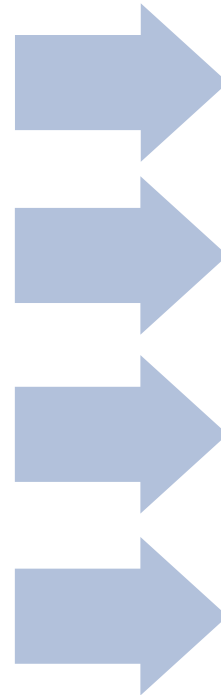
Petronas

サラワクの石油ガスインフラとセクター全体の開発に
これまで数十億ドルを投資

50年超にわたる経験、従業員数54,105人

最適なガスバリューチェーン設計、中長期ガス供給計画、
日常の管理調整業務等に対する高度な専門知識と経験

海外事業での実績や共同事業を通じて獲得した名声
IOCやNOC、LNG需要家との強い信頼関係



Petros

同等以上の支出能力はない

創立後7年弱、従業員数わずか240人

経験・ノウハウ、管理・統治能力の不足

実績や認知度が乏しく、能力は未知数
IOCやNOC、LNG需要家との関係は構築途上

⇒無理に「同等の立場」を追求すれば、Petros自身の財政にも悪影響が生じ、損失を被るリスクが高い

本日の報告内容



1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

マレーシア（サラワク州）の基礎情報

- **多民族、多宗教、多言語国家。国土は半島マレーシアとボルネオ島北部（東マレーシア）に分かれる**
- 14世紀末よりイスラム教国家として栄え、第二次世界大戦後の1957年にマラヤ連邦として英国から独立
- **1963年にサバ州とサラワク州、シンガポール連邦と合併してマレーシア連邦を結成**（シンガポールは1965年に分離独立）
- 連邦は国家最高法規である連邦憲法のもと、半島マレーシアに所在する11州、ボルネオ島北部の2州（サバ、サラワク）と3つの連邦直轄区（クアラルンプール、ラバン、プトラジャヤ）から構成される



出所：各種資料よりJOGMEC作成

●マレーシア

面積：約33万km²（日本の約0.9倍）

人口：約3,350万人

首都：クアラルンプール

民族：マレー系約70%（先住民12%含む）、中華系約23%、インド系約7%

言語：マレー語（国語）、中国語、タミール語、英語

宗教：イスラム教64%、仏教19%、キリスト教9%、ヒンドゥー教6%、その他2%



●サラワク州

面積：約12.4万km²（マレーシアの約38%、国内で最大面積の州）

人口：約250万人（人口密度は20人/km²）

首都：クチン

民族：マレー系約73%（先住民49%含む）、中華系約22%、その他約5%

宗教：キリスト教50%、イスラム教34%、仏教13%、その他3%

特記：州外との行き来には入境管理が行われ、マレーシア国民であってもMyKadと呼ばれる身分証明書が必要。

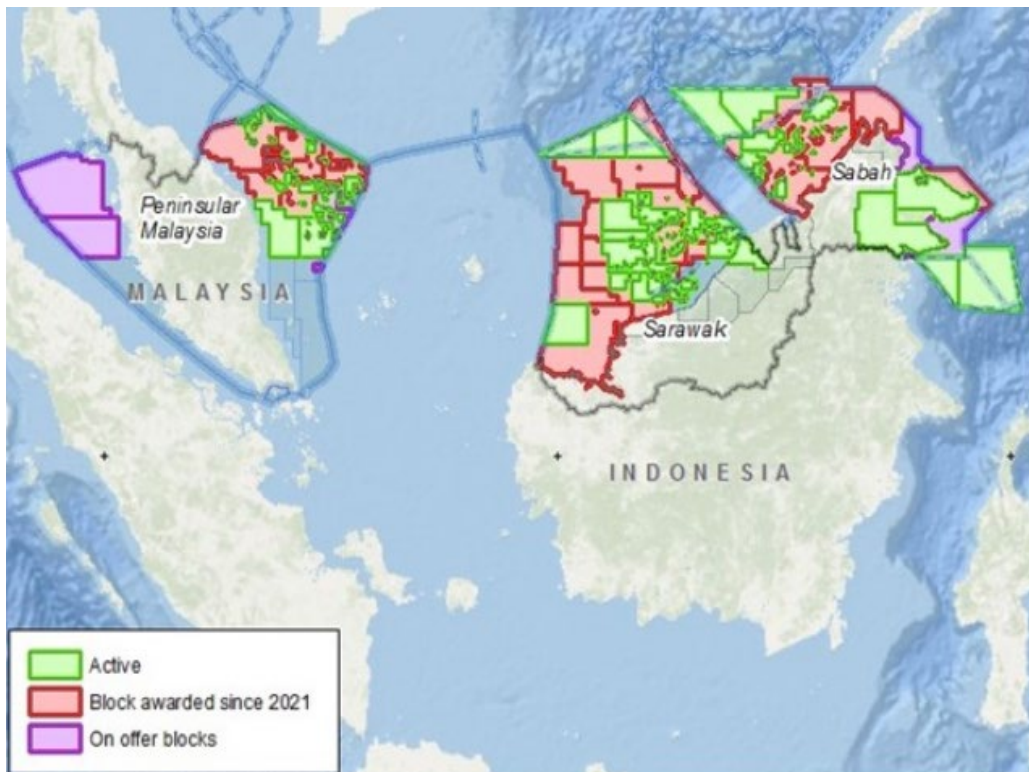
半島マレーシアと比較して多様な人種と民族グループが存在。



マレーシアのエネルギー概況（天然ガス・LNG）

- **近年の大規模発見の多くがガス田であり、ボルネオ島に集中**。新規発見の油田は規模が小型化している
- **半島マレーシアの石油ガス生産量は過去10年で50%減少**、発見量の減少により資源が枯渇しつつあるといわれる
- **半島沖で生産されるガスはすべて半島の産業用電力需要を支えるために使用**されているが、需要を満たすため**輸入で賄う**
- 半島マレーシアの天然ガス需要の増加により、**2030年代後半にはLNGの純輸出国から純輸入国に移行すると予想**される

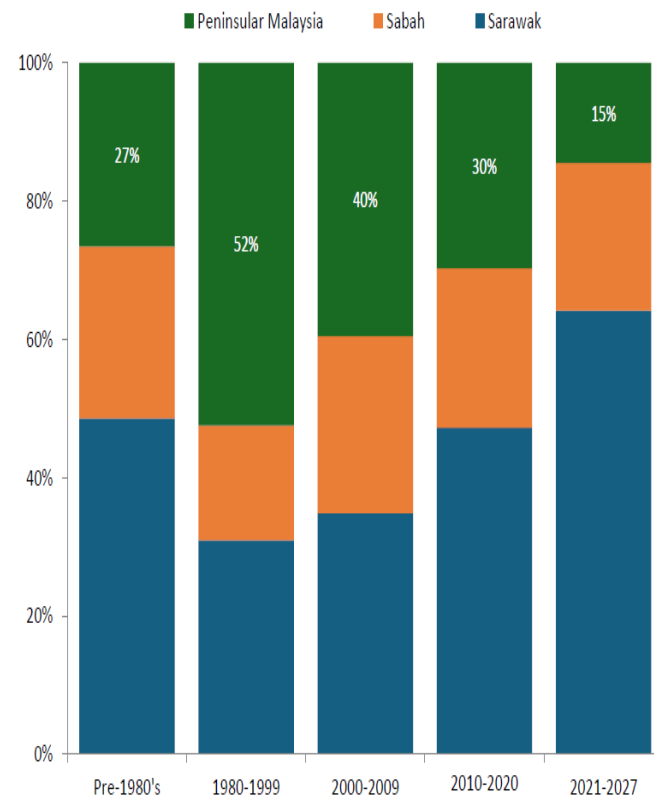
2021年以降に付与された鉱区



独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構

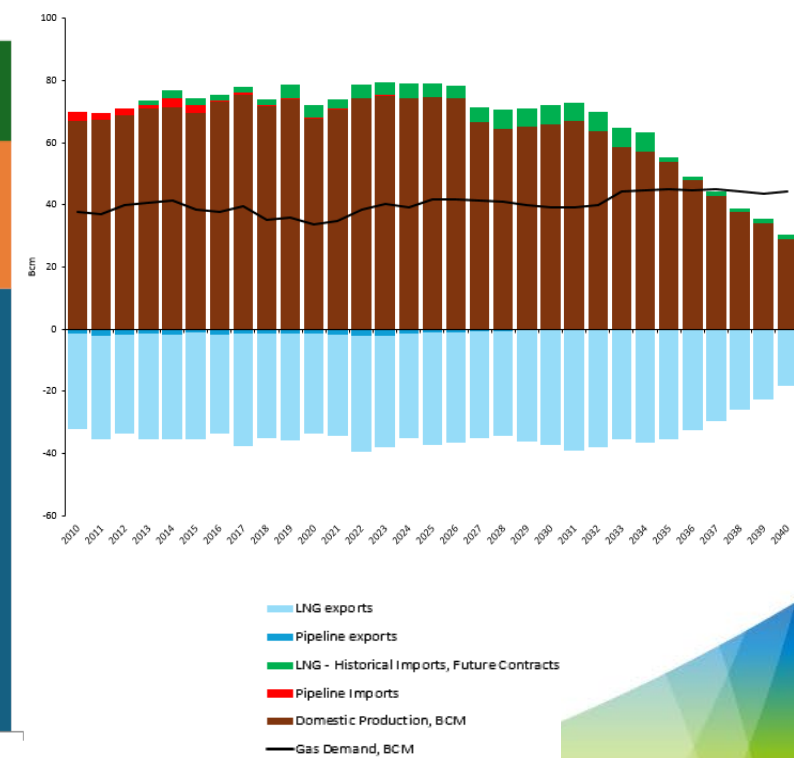
出所：Wood Mackenzie

地域別の掘削探査井（%）



出所：Rystad Energy

天然ガス需給の見通し

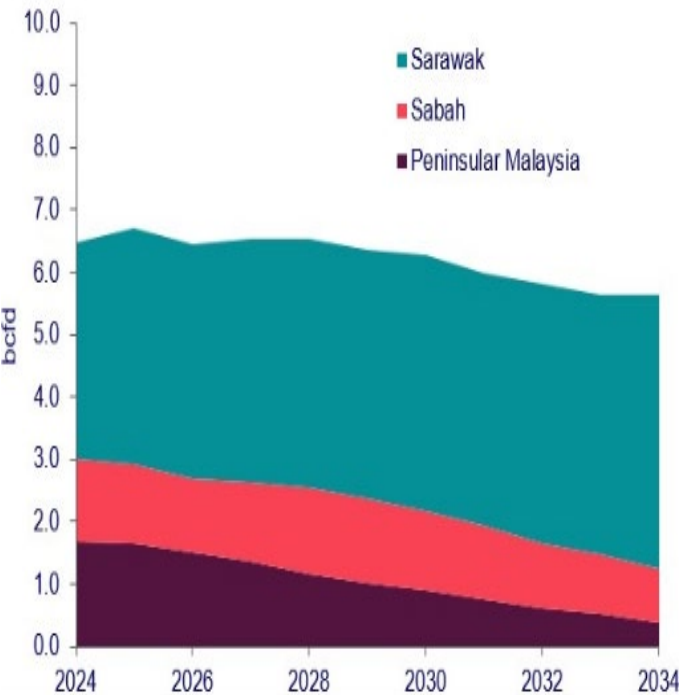


出所：Rystad Energy

サラワク州の天然ガス資源がPetronas（MLNG）や日本にとって重要な理由

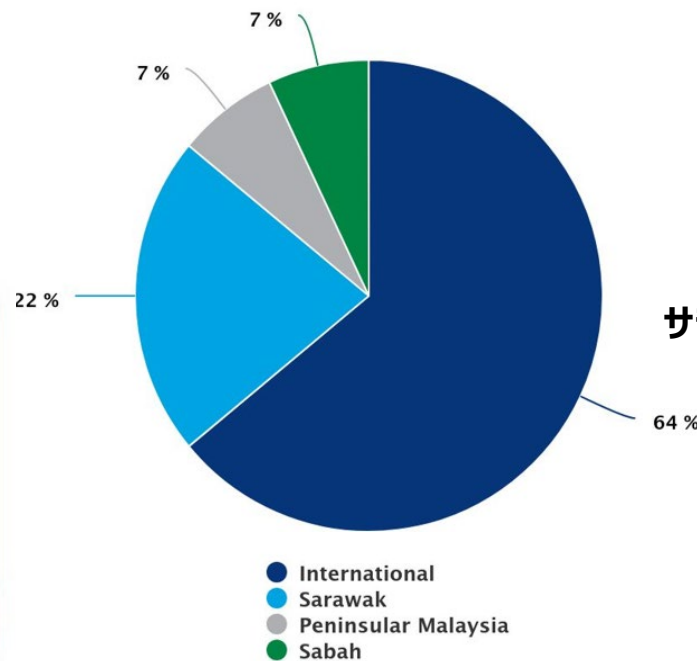
- サラワク州のみで全国鉱業生産の1/4ほどを占め、**天然ガス埋蔵量の60%以上と原油埋蔵量の約30%を有する**とされる
- サラワク州は**マレーシア最大のガス生産量**を誇り、半島マレーシアとサバ州を合わせた生産量を上回る
- サラワク1州で**Petronasの残存商業用ガス埋蔵量（海外含む）の1/4近くを占める**
- マレーシアの**LNG輸出量の90%以上はサラワクのMLNGから供給**されており、**マレーシアは日本のLNG輸入元第2位**
- サラワクで**生産された天然ガスの95%近くは輸出用に割り当て**られ、州内の産業・発電・消費者向け割り当ては5-6%のみ

地域別天然ガス生産量（bcfd）



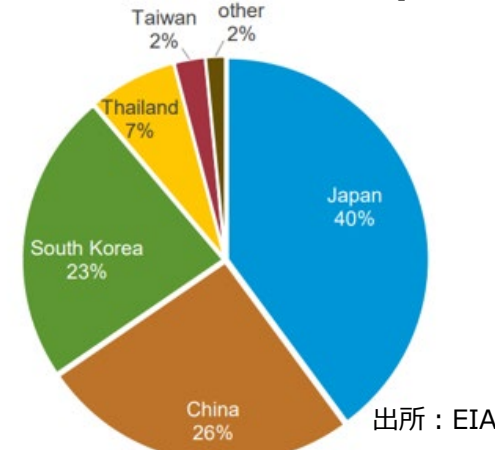
出所：Wood Mackenzie

Petronasの地域別残存商業用ガス埋蔵量(%)



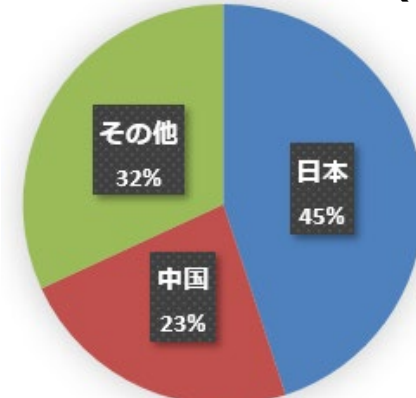
出所：Wood Mackenzie

マレーシアからのLNG輸出先(2023)



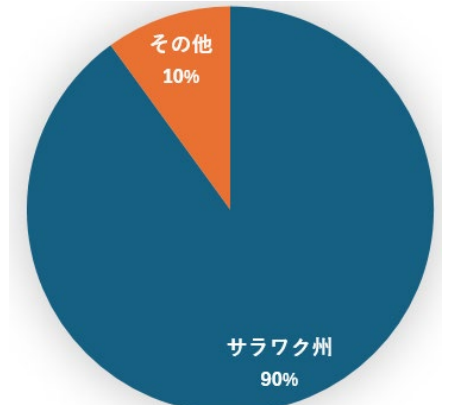
出所：EIA

サラワク州からのLNG輸出先(2023)



出所：Sarawak Statistics Yearbook 2023

輸出用LNGにおけるサラワク州産ガスの割合



サラワク州産ガスの配分



出所：各種データからJOGMEC作成

本日の報告内容

1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

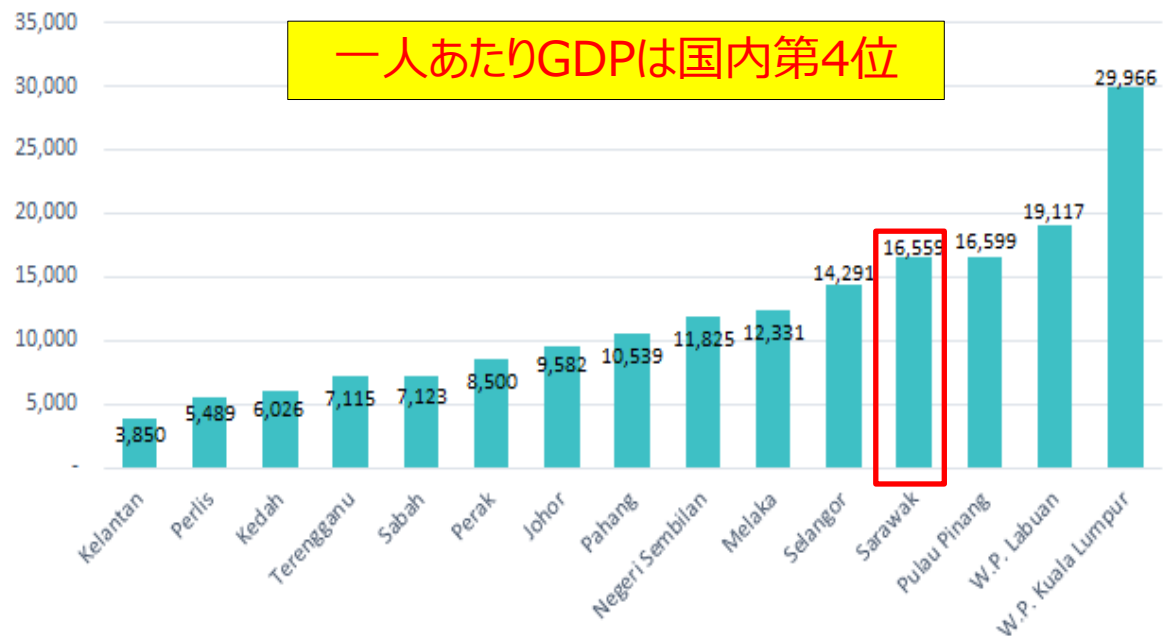
5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

サラワク州に与えられた自治権の特徴と歴史的・経済的不満

- 州は地方自治体ではなく連邦を構成する準国家としての位置づけ。州元首のもと州憲法を制定
- 1963年マレーシア協定に基づき、大幅な自治と「石油ガス資源の主権の保証」という特権的地位が与えられた
- 半島マレーシアに属する11州より広い立法権限と財源が認められており、相対的に独立性が強い
- 特に天然資源に対して強い権限を持つ
- 豊富な天然資源と関連産業からの税収を背景に最も裕福な州のひとつで、近年は連邦からの割当予算も多い
- しかし、1974年石油開発法により同州の天然資源から最大限の利益を引き出すことができず、長らく不満を抱えてきた（PSC上ロイヤルティは10%で、うち連邦政府が5%、油ガス田が存在する州政府の取り分が5%）

2023年州別の一人当たりGDP (USD)



一人あたりGDPは国内第4位

【1974年石油開発法（PDA）】

- マレーシアの陸上・沖合で石油・天然ガスを探査、開発、採掘する完全な所有権、独占的権利、権力、自由、特権をPetronasに付与
- 連邦政府首相に石油・ガスに対する唯一の管理監督権限を付与。首相府の管轄下でPetronasが州政府の同意を得て付与するライセンスに基づき石油・ガス開発を実施
- 従前、州に帰属していた石油・ガス資源の管理監督・所有権もPetronasに移管

↑ 国家非常事態宣言下の制定法であるため、州は有効性を疑問視
※ 連邦憲法では非常事態宣言解除後6か月以内に失効すると規定
(国家非常事態宣言:1969~2011)

Petrosを「サラワク州唯一のガスアグリゲーター」に据えた目的と願望

- **サラワクの経済成長には発電・商業・産業・工業原料用の天然ガスが必要**
 - 州内の天然ガス事業に関して **PetrosがPetronasと同等の立場を手に入れ、配分決定の裁量権を持つ**
 - より多くの資源収入を生み出し、**2030年までに州内で利用可能な天然ガス割合を引き上げる**
 - 州が擁する貴重な**資源の開発が、州とその人々の利益に最大に役立つ方法で行われる**ようにする
 - サラワク州の**住民と企業が同州の石油ガス産業に参加する雇用機会を創出**する

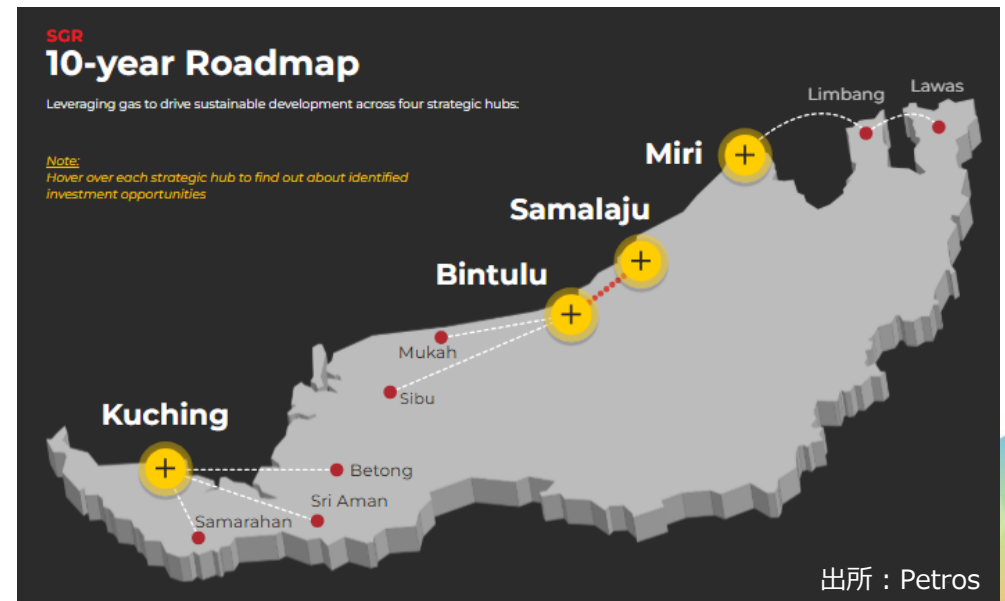
サラワク州が擁する天然資源からのエネルギー収入を「正当に」得るための権利追求の一環

▼ Petronasの管理下では

-  州で生産されたガスの94～95%は輸出
-  州の産業・発電への割り当ては5～6%のみ
-  価格はPetronasが決定

州の産業・発電向けの配分や価格を自由に決定する権限がサラワク州にはない

「サラワクガスロードマップ2030」 2030年までに**州産ガスの30%を州保有**とする構想



(参考) サラワク州の資源ポテンシャル (CCS/CCUS・水素・再エネ・新エネ)



- CCS/CCUSの適地としても注目。マレーシアの**CCSポテンシャルの65%以上**を占め、**90億トンもの貯留容量**を有する
- 国内外の企業にCCUS施設やバリューチェーン開発への参入機会を提供するため、**独自の入札ラウンドを実施**
- 豊富な雨量と水資源（大河）を擁し、**国内で最大の水力発電ポテンシャル**を有する
- 化石燃料を使わない水力発電で水素を作れることから、**水素や再生可能エネルギーのハブとしての成長戦略も描く**
- 電力が大量に必要な**データセンターや半導体産業の誘致にも積極的**な姿勢を見せている

● CCS/CCUS政策

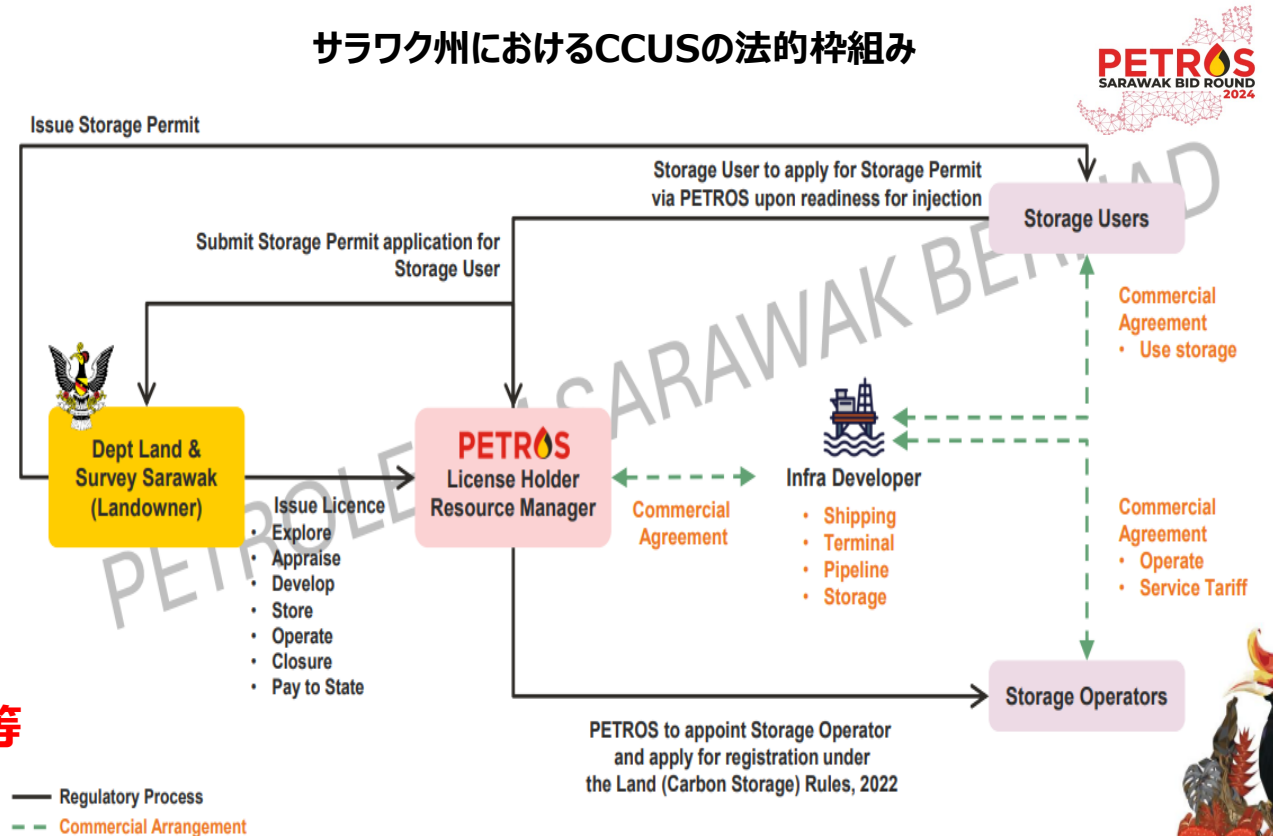
- 独自の入札ラウンド（Sarawak Bid Round 2024）では州内の三カ所にCCUS施設を設置し、推定で約10億トンのCO2を貯留する計画
- サラワク州におけるCCUSに関する法律と規則を制定済

● 水素・再エネ・新エネ政策

- 水素経済への移行をビジョンに掲げ、2027年までに水素の商業生産を目指す
- 東南アジア初のグリーン水素製造プラント建設プロジェクトや水素使用公共交通網の構築を推進
- 水力発電の他、バイオマス発電など再エネ開発を強化

**メタノールや水素の輸出、炭素取引、グリーンソリューション等
持続可能・多様な収入源確保へのアプローチも進める**

サラワク州におけるCCUSの法的枠組み



本日の報告内容

1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

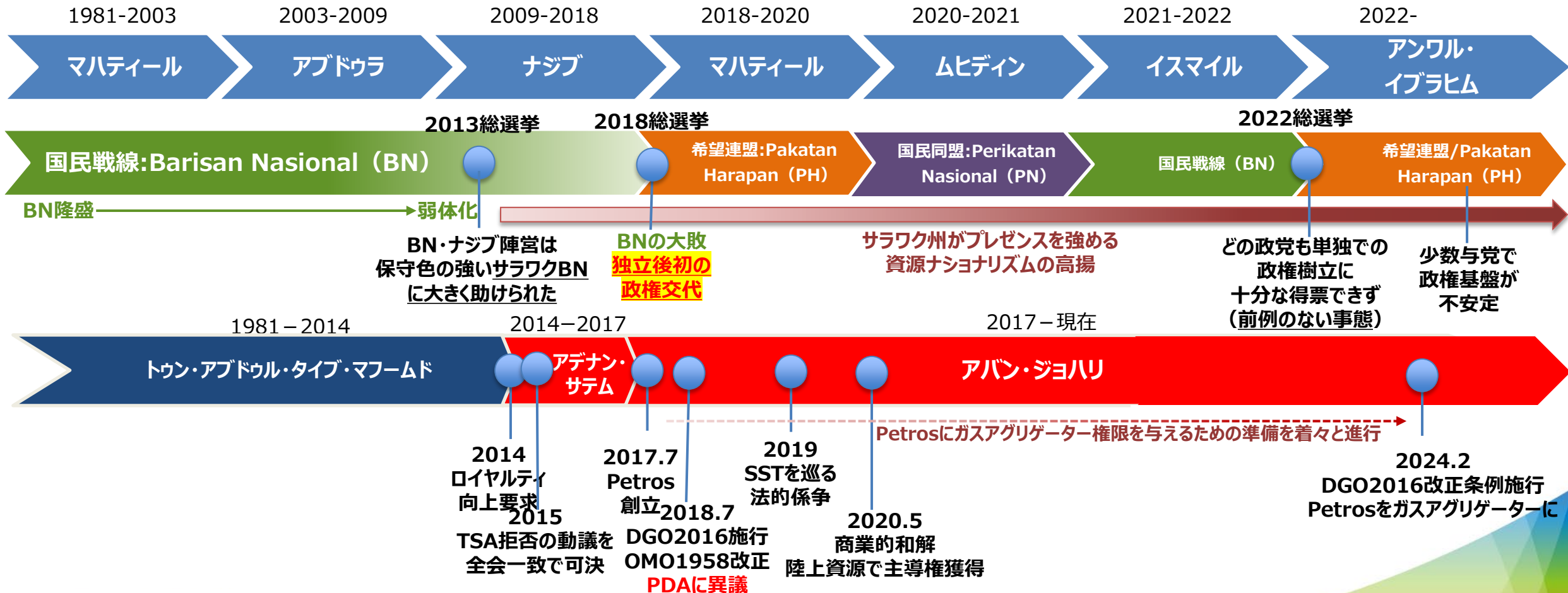
4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

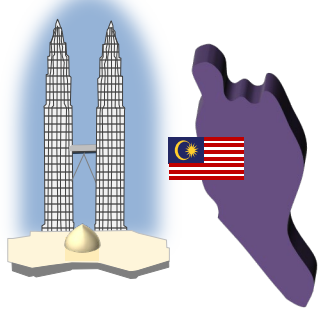
連邦政府との関係とサラワク州の資源ナショナリズムの高揚

- 今回の騒動の背景にあるのは連邦政府とサラワク州政府の力関係の変化の兆候・結果との見方も
- 2013年の総選挙前後から、弱体化していた中央BNとは裏腹にサラワクBNはキングメーカーとしての地位を強化
- 2018年の中央の政権交代後もサラワクは相対的にプレゼンスを強め、州の資源ナショナリズムが高揚
- サラワクの与党連盟であるサラワク政党連合（GPS）は政権基盤が不安定なアンワル政権でも重要な役割を果たしている



BN: 1957年のマレーシア独立以来政権を維持していた統一マレー国民組織:United Malays National Organization(UMNO)を中心とする与党連合
 サラワクBN: 2018年総選挙でのBN大敗後、BNから離脱したサラワクの旧BN構成政党はサラワク政党連合（GPS）を結成した

双方が依拠する主な法的根拠と主張



連邦政府・Petronas

「**PDAの設立はOMOの廃止を意味している**」
「**サラワク州での上流活動の規制管理に
関してはPDAが適用される**」

※と宣言するよう連邦裁判所に求めるも申し立ては却下
(2018.6)

1974年石油開発法 (PDA)

(Petronas設立の礎となった法律)

- 石油・ガスの所有及び管理監督についてPetronasに独占的な権利・権限を与え、同社による石油開発を規定
- マレーシアの石油・ガス業界における統治の包括的な枠組み

※却下理由は求められた宣言的救済が管轄権外であるため

連邦裁判所

PDAが無効との司法判断は下さず

サラワク州における適用法としての**OMOも承認せず**

司法はどちらの優位性についても明確な判断を下していない

1958年石油採掘条例 (OMO)

- サラワク州のみに石油・ガス生産に関するライセンスの発行権限
- サラワク州から付与されたライセンスなしでの州領土内の陸上・沖合での石油ガス生産を規制

2016年ガス供給条例 (DGO)

(2018年施行、2024年2月改正条例施行)

- 「ガスアグリゲーター」の任命と役割*を規定
- 「ガスアグリゲーター」以外にライセンスなしでの上記活動を禁止

「**PDAの現在の有効性に異議あり。**
国家非常事態宣言下の制定法であるため」

「**OMOは州議会で廃止されない限り有効**」

「サラワク州は**Petronasに対してOMOを適用可**」



サラワク州 20

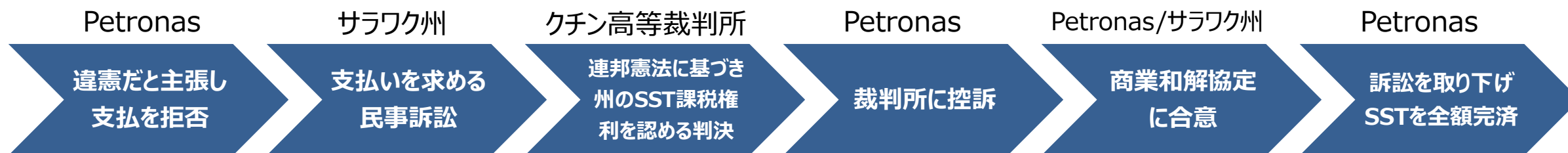
*州で産出されたガスの調達、再ガス化、処理、分離、加工、輸送、輸出を含む供給の配分、価格設定、販売のほか、パイプラインやガス受入ターミナル等のインフラの維持、開発等、ガスサプライチェーンに関わる一切の活動を担当

州売上税（SST）を巡るPetronasとの過去の法的係争

- 2019年1月、**サラワク州で販売されるすべての石油ガス製品に5%のSSTが課せられる**ようになり、Petronasと紛争に
- サラワク州は**Petronasに対してSSTの支払いを求める民事訴訟**を起こし、**州のSST課税権利を認める判決**が下る
- 2020年5月に**商業和解協定で合意**、PetronasはSST滞納金を全額支払った

Petronas の主張

- PDA：Petronasに国内の石油・ガス資源の完全所有権があると規定
→**サラワク州の石油・ガス資産は州への現金支払（ロイヤルティ）を前提にPetronasに帰属**
- 石油・ガスの所得税は既に連邦政府に支払済
→**SST等その他の税金をサラワク州に支払う必要はない**



※この時、サラワク州はOMOを根拠に州内の石油・ガス上流事業の開発・運営権も主張していた

- サラワク州の石油ガス税収は**2019年の1億3800万リンギットから2020年には48億2000万リンギットまで増加**
- **州の石油・ガス開発の管理・監督権はこれまで通りPetronasが担うことが確認された**
- 一方、**サラワク州はPetrosを通じて同州の陸上の石油・ガス資源に関して主導権を握ることとなった**

(参考) サラワク州が拠り所とする法的権利

	サラワク州の主張 (法的根拠)	連邦法での規定
州の特権	【1963年マレーシア協定 (MA63)】 <ul style="list-style-type: none"> サラワク州に自治権と石油・ガスに関する特権を付与 ⇒国際条例であり、連邦政府や裁判所は無視できない	【連邦憲法】 <ul style="list-style-type: none"> 土地や天然資源は州の所管事項として規定 ライセンスの発行に関する州の立法権と行政権を認める
石油・ガス資源	【1958年石油探掘条例 (OMO)】 <ul style="list-style-type: none"> サラワク領土内の陸上・沖合での石油ガス生産を規制 州のみに石油ガス生産のライセンスの発行権限を付与 権限なしでの石油・天然ガスの探査、探鉱、採掘は条例違反 州議会の書面による事前承認なしにライセンス譲渡・移転不可 ⇒PDAはOMOを廃止しておらず、憲法上有効な州法の遵守をPetronasに免除していないため、引き続き有効と主張	【1974年石油開発法 (PDA)】 <ul style="list-style-type: none"> マレーシアの陸上・沖合で石油・天然ガスを探査、開発、採掘する完全な所有権、独占的権利、権力、自由、特権をPetronasに付与 連邦政府首相に石油・ガスに対する唯一の管理監督権限を付与。首相府の管轄下でPetronasが州政府の同意を得て付与するライセンスに基づき石油・ガス開発を実施 州に帰属していた石油・ガス資源の管理監督権もPetronasに移管 ⇒国家非常事態宣言下の制定法であるため、州は有効性を疑問視 (連邦憲法では非常事態宣言解除より6カ月後に失効すると規定)
土地・境界・領海	【1954年サラワク州 (境界変更) 勅令】 <ul style="list-style-type: none"> サラワク州の境界には領海の下海底と土壌が含まれる 【サラワク土地法】 <ul style="list-style-type: none"> 土地にはサラワク境界内にあるあらゆる河川、小川、湖、水路の底、海岸、海底を含むと定義 サラワク州の土地を上流活動のために占拠する者は「土地法に基づく権限」を有する必要がある 	【2012年領海法 (TSA)】 <ul style="list-style-type: none"> 資源に対する州の領海を海岸線から3海里までに制限 3海里を超える大陸棚資源は連邦政府の領有 ⇒本来は州の同意なしに境界を変更することは不可
大陸棚	【1954年サラワク州 (境界変更) 勅令】 <ul style="list-style-type: none"> 州の領海に隣接する公海の下にある海底と土壌を大陸棚とする 	【1966年大陸棚法】 <ul style="list-style-type: none"> 州領海の境界を越えた海底及び海底下を大陸棚と規定 ただし、州の領海の範囲内地域に関する土地法その他の成文法に基づく州の権利及び権限には影響を及ぼさないと規定

本日の報告内容

1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

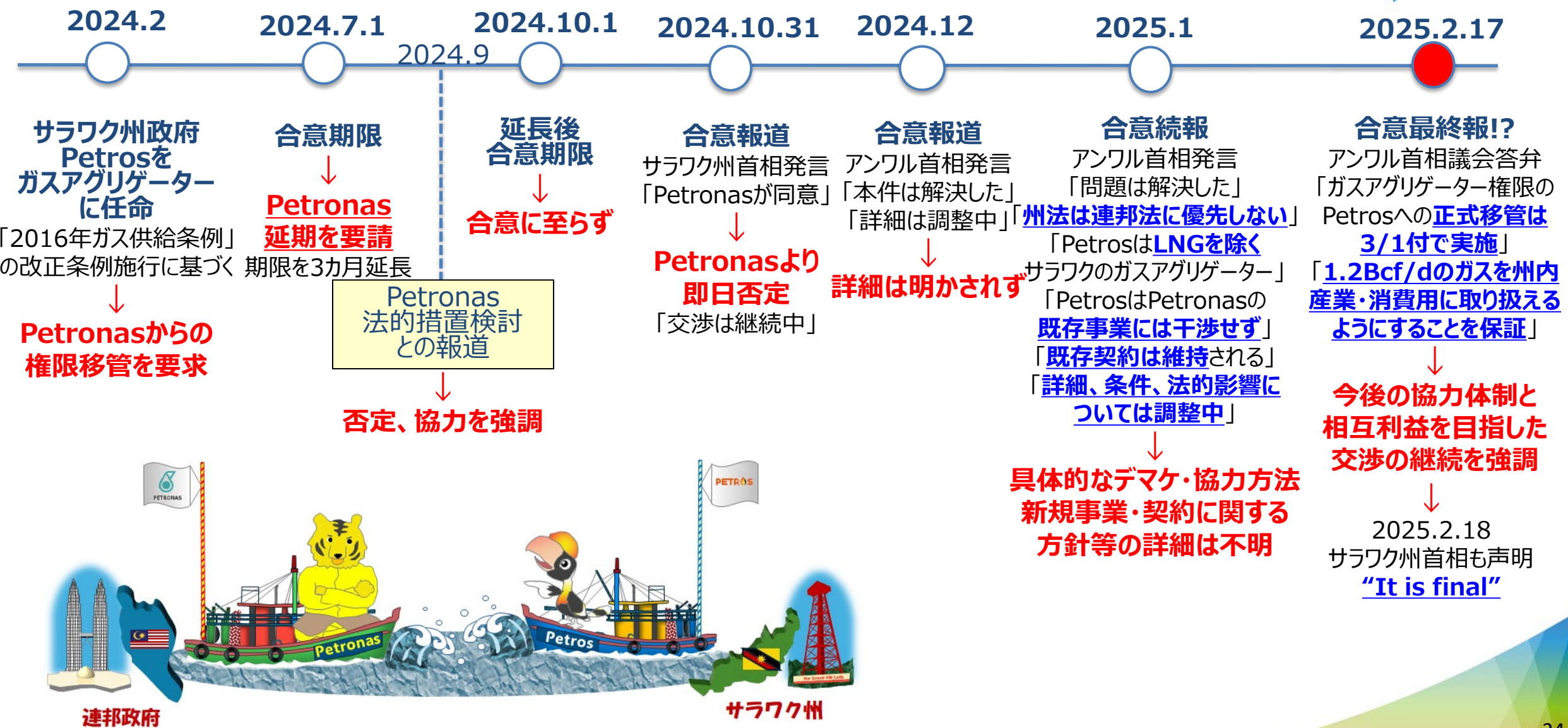
3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

騒動の経緯の振り返り



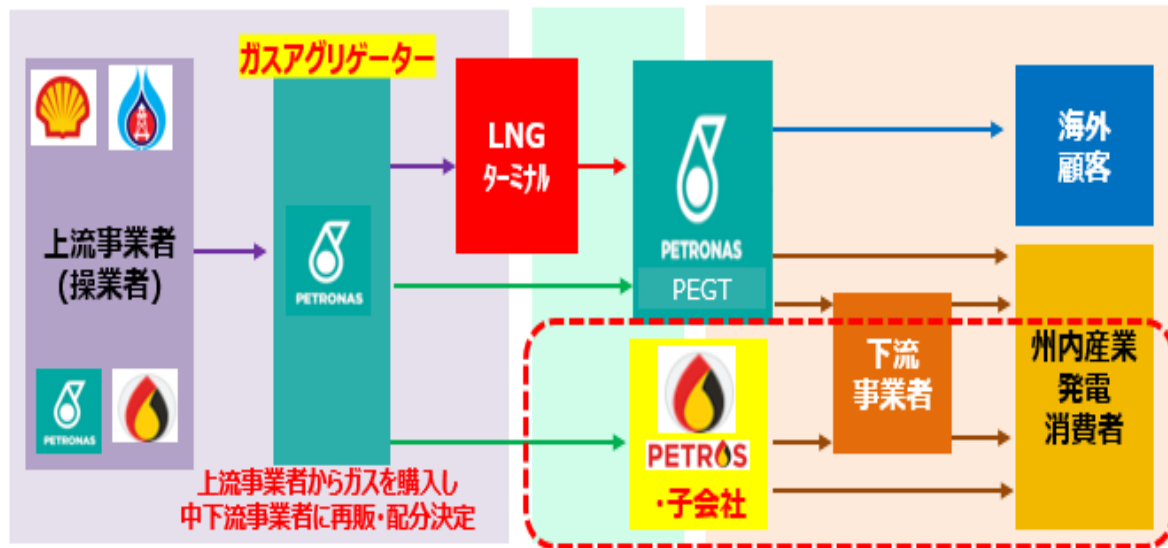
連邦政府

サラワク州

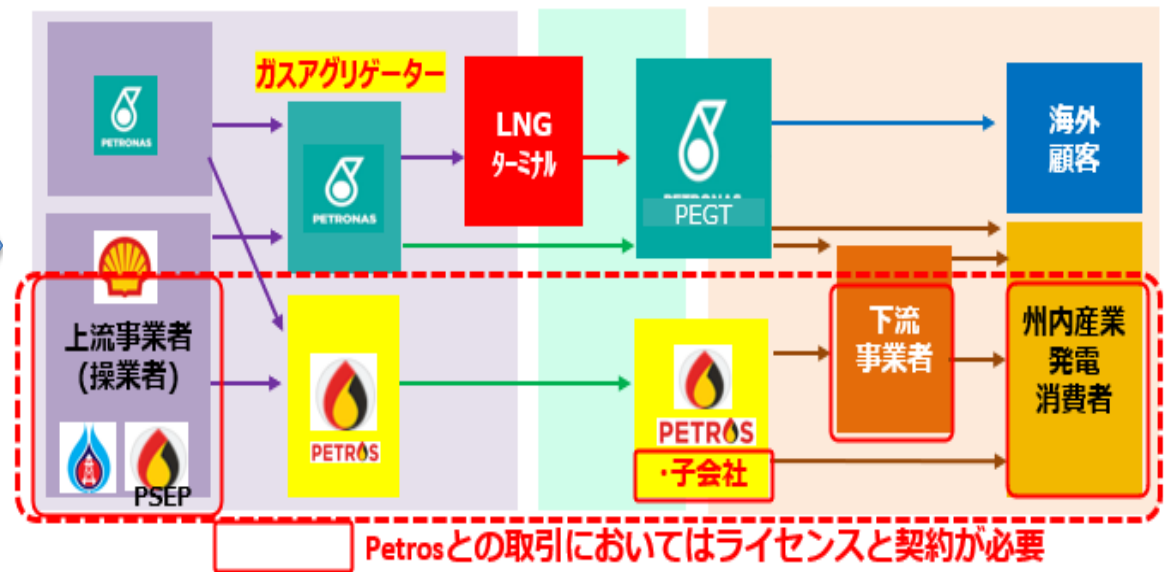
最新の合意報道後の現在地（アンワル連邦首相発言より）

- **PDA1974は州法に優先**することをサラワク州は認める（ただし、州法も尊重する）
- Petrosは「**LNGを除く**」サラワク州で唯一のガスアグリゲーター（**2025.3.1付で正式に移管実施**）
- ただし、（PDAに基づく）**Petronasの役割と運営、既存の事業・契約（国内外）には関与しない**
- **LNG事業向けの天然ガス供給は引き続きPetronasの所掌。既存のLNG契約・輸出には変更は生じない**
- **Petronasとその子会社には**サラワク州法で定めるいかなる**ライセンスも追加手続き（契約）も不要**
- Petrosには**日量1.2Bcfの天然ガスを州内用途向けに取り扱えるようにすると保証。需要に応じて追加も可。**

▼これまでのPetrosの権限範囲



▼最新の合意報道から推測されるPetrosの権限範囲



出所: The Edge（引用元:Petronas MBR 2024）他、各種情報を基にJOGMEC作成

- **詳細、条件、法的影響については調整中⇒分掌についてはまだ明確に決定されていない**
- **「いつ」商業上の落としどころが定まり、「どのように」業務が移管あるいは協業されるのか？**

(参考) 騒動の主な争点・リスク・懸念事項の振り返りと現在地の整理 (1)

争点・リスク・懸念事項	合意報道等でのアンワル首相発言 (現時点での観測内容)	依然として不明瞭なこと・疑問点
①Petronasのサラワク州での役割の変更	<ul style="list-style-type: none"> • Petronasの役割・立場は影響を受けない。石油・ガス事業に関する全国的権限を維持 • サラワク州でもLNG事業向けの天然ガス取引は引き続きPetronasが担当 	<ul style="list-style-type: none"> • サラワク州では「LNG事業以外」向けの天然ガス取引に関するPetrosの権限を認められた時点で、少なからずPetronasの役割や立場に変更が生じているのでは？
②ガスアグリゲーターとしてのPetrosの認定	<ul style="list-style-type: none"> • サラワク州で唯一のガスアグリゲーターであることは認める (ただしLNGを除く) • 州内産業等向け用途の天然ガス取引に関してはコントロール権限を与える • ただし、PDAに基づくPetronasの役割と運営、既存の事業・契約（国内外）には関与しない 	<ul style="list-style-type: none"> • 「LNGを除く」とされている時点で「唯一の」とは言えないのでは？ • 条件付きの認定では、州法で規定しているガスアグリゲーターの役割をすべて遂行できないこととなるが、サラワク州はそれによしとするのか？ →州法の改正が必要？
③LNG事業（MLNG）への影響	<ul style="list-style-type: none"> • サラワク州でのLNG事業向けガス供給は引き続きPetronasが担当 	<ul style="list-style-type: none"> • パイプライン等共有運用インフラの管理等に係るデマケはどうなるのか？
<ul style="list-style-type: none"> ◆ LNG輸出向けガス割当量への影響 ◆ LNG生産・供給への影響 	<ul style="list-style-type: none"> • 既存のLNG契約・輸出には変更は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規の事業、契約についてはどうなるのか？ →Petrosが上流事業者と直接契約を締結できるようになるのであれば、少なからず割当量の配分に影響が生じるのでは？

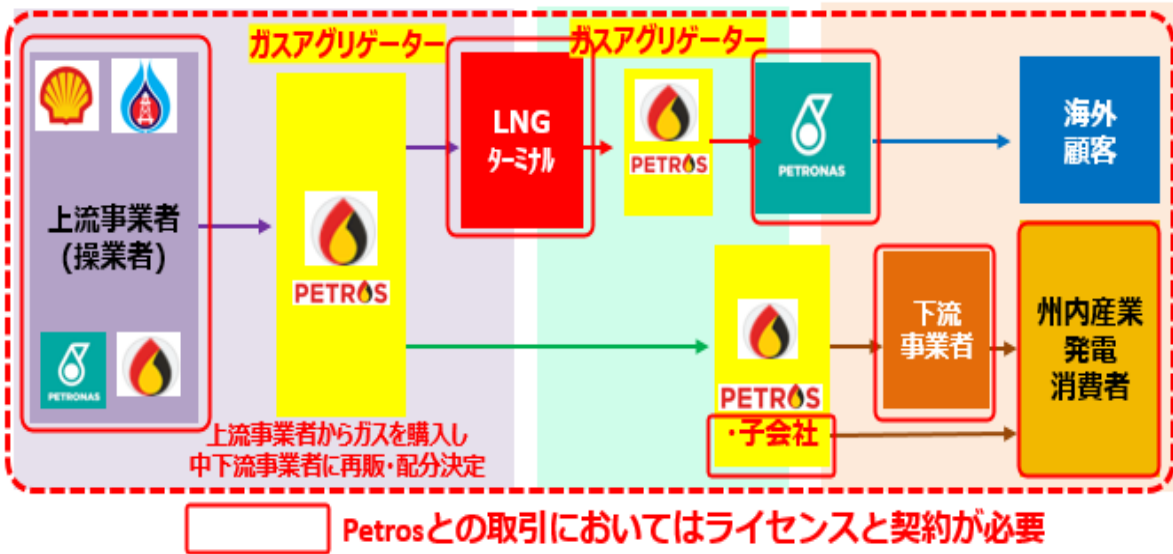
(参考) 騒動の主な争点・リスク・懸念事項の振り返りと現在地の整理 (2)

争点・リスク・懸念事項	合意報道等でのアンワル首相発言 (現時点での観測内容)	依然として不明瞭なこと・疑問点
④Petronasガス収益への影響	<ul style="list-style-type: none"> 調査会社は「この問題でPetronasの収益を11%以上損なうことはない」と発表 	<ul style="list-style-type: none"> Petronasが収益低下を理由として2025年内に人員削減を計画との報道も
⑤上・下流事業者との契約に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> Petronasとその子会社にはサラワク州におけるガス取引において(州法で定める)いかなるライセンスも追加手続きも不要 	<ul style="list-style-type: none"> 州法が有効である以上、Petronasとその子会社以外の事業者はライセンスと契約が必要? Shell MDSの訴訟の決着は? →物理的に供給しているのがPetronasなら、Petronasが正当な支払の受取人として認定される?
⑥連邦憲法・連邦法と州法の優位性	<ul style="list-style-type: none"> サラワクの州法はPDA1974、連邦憲法、その他の連邦法に優先するものではない PDA1974は引き続きマレーシアの石油・ガス業界における統治の包括的な枠組み ただし、州法(DGO)も尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 州法の有効性、その範囲が現状不明瞭 合意内容から導き出されるPetrosの役割は州法の規定に則っていない 州法と連邦法との矛盾をどう調整するのか 州法の改正が必要では?
⑦Petrosのガスアグリゲーター遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> Petrosを唯一のガスアグリゲーターにするという決定について懸念は要らない。なぜなら、多額の資金を必要とするガス関連プロジェクトには必然的にPetronasが関与することとなるからだ。 国益・州益のために両者は協力を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模プロジェクトでの資金面、技術面にはPetronasの協力が得られるとしても、LNG事業を除く州内のインフラや流通ネットワーク、システムに関する複雑な業務の遂行能力は如何に? Petronasの関与の範囲とその対価は?
⑧ロイヤルティ引き上げ等PSC改定要求の可能性	<p>(今のところロイヤルティ引き上げ要求の動きは見られない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で動きがないとはいえ、安心はできない

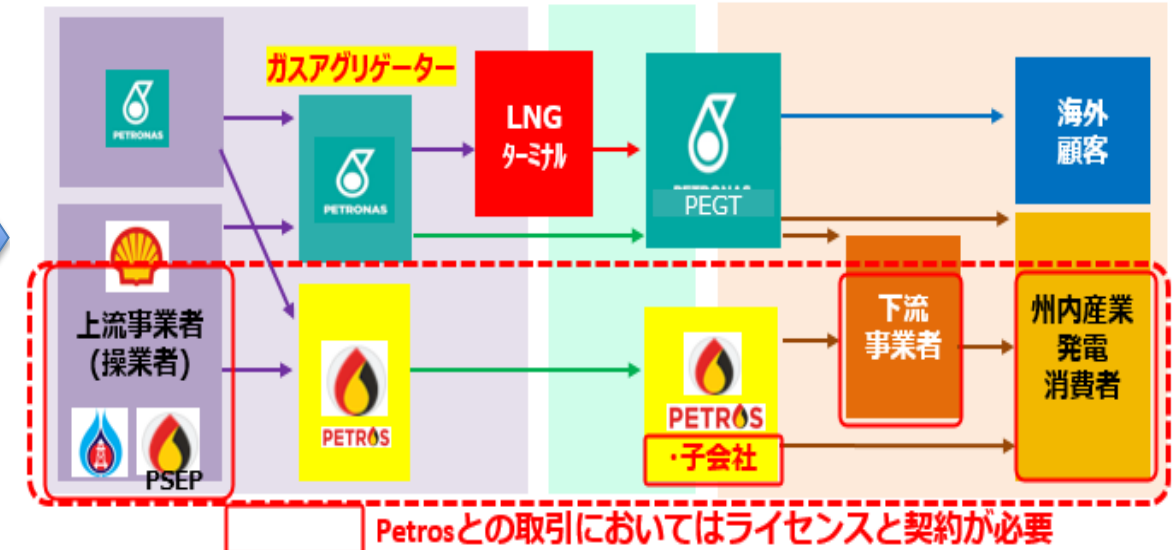
そもそもサラワク州の当初の要求はどれほど満たされたのか

- LNGは所掌の対象外。**「Petronasと同等の立場」をPetrosが手に入れることができたとは言えない**
- 一方、新たに加わった**「1.2Bcf/dの州内用途向け天然ガス使用の保証」**は大きな進展か
→ただし、調達元の当てがあるのかや、供給に係る具体的運用については不明

▼サラワク州が要求していた権限範囲



▼最新の合意報道から推測されるPetrosの権限範囲



サラワク州法に依拠した一方的な要求 (再掲)



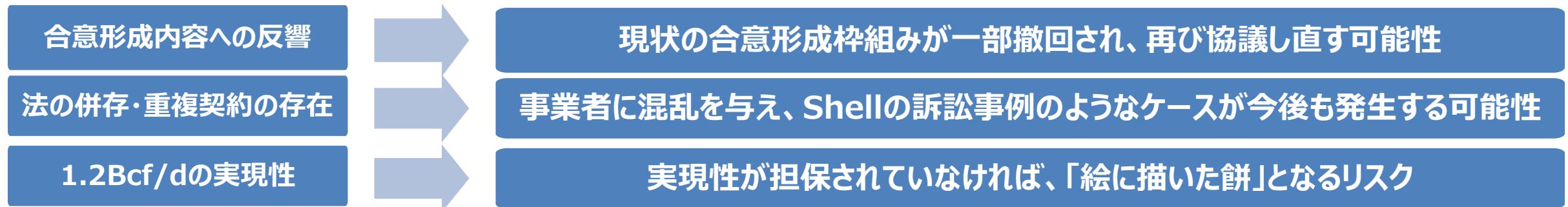
州法の有効性・有効範囲が不透明に

- ①州で生産された**天然ガスの配分権をPetrosが手に入れること**
⇒**州のガス生産量の約95%を占めるLNG向け天然ガスの取り扱いはPetronasの所掌のまま**
- ②州で天然ガス事業に関わる**全ての事業者はPetrosからライセンスを取得**すること
⇒**Petronasとその子会社は対象外**
- ③州で天然ガス生産に係る**全ての上・下流事業者 (Petronas含む) はPetrosと契約**すること
⇒**Petronasとその子会社は対象外**

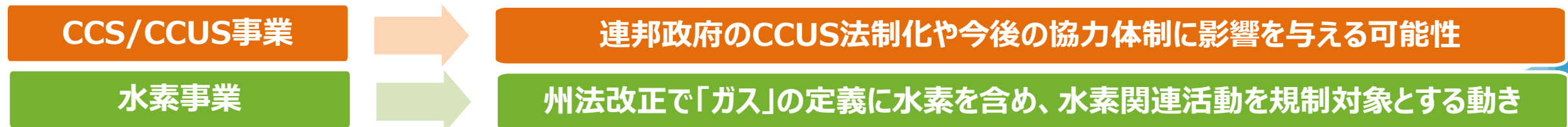
騒動の終わりは見えてきたのか：今後継続するリスク・新たなリスク

- 未だ不明点は多く残るも、3/1付でガスアグリゲーター権限正式移管の発表があったことから、**騒動は一旦収束に向かうか**
- 現時点ではPSCやLNG販売契約の改定、LNG供給の混乱、MLNG株主への影響といった**LNG貿易に直結する著しいリスクが短期的に顕在化する可能性は低い**とみられる
- **州法と連邦法のコンフリクトが実務的な運用を複雑にしていることの混乱と課題は既に顕在化し実害も発生**
⇒州法の改正が必要か？
- Petrosに対して保証された**「1.2Bcf/dの州内用途向け天然ガス」の調達元や供給に係る具体的運用については不明**
⇒いつから？どのように？実現性は担保されているのか？

●天然ガス関連事業において継続するリスク



●新たなリスク（エネルギー事業）



本日の報告内容



1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

6. 本日のまとめ

本日のまとめ

1. 騒動とは何か ～産ガス州政府がガス配分権を主張、LNG事業への影響懸念～

- 州法に基づき、サラワク州の天然ガスの「配分権」をPetrosに与えようとする州政府の要求と連邦政府の妥協点の探り合い
- PetronasのLNG事業や海外の投資家・需要家への大きな影響や混乱が懸念されることから安易に譲り渡すことはできない

2. なぜPetronasや日本にとってサラワク州の天然ガス資源が重要なのか

- マレーシアのLNG生産は同国最大のガス生産量を誇るサラワク州の天然ガスへの依存度が非常に高い
- LNG輸出量の90%以上はサラワクのMLNGから供給されており、Petronas・連邦政府の収益に大きなウェイトを占める
- マレーシアは日本のLNG輸入元第2位であり、サラワク州は日本にとっても重要なガス供給州

3. なぜサラワク州は天然ガス配分権を必要としているのか

- 州の産業・発電等への配分を増やし、経済大国としての成長を目指すため
- 州が擁するガス資源からの資源収入を「正当に」得るための権利追求の一環でもある

4. なぜ連邦政府は強硬策に出られないのか

- 政権基盤が不安定なアンワル首相にとって、サラワク州の地域政党連合の力は政権維持に不可欠
- サラワク州の自治権は歴史的・法的にも認められてる部分があり、政治的にも一定程度配慮せざるを得ない

5. 騒動の終わりは見えてきたのか ～合意報道後の現在地と今後のリスク～

- 不明点は多く残るも、一旦は収束に向かいそうな見通し
- LNG貿易に直結する著しいリスクが短期的に顕在化する可能性は低いが、異なる法律の併存による混乱は顕在化
- 枠組みも含めこの先もまだ揉める可能性はゼロではない。引き続き注視が必要